

「平成24年度予算執行に関する手続等について」（平成24年4月6日閣議決定）第3号（目の細分）に規定する財務大臣の指定する公共事業費等の一部改正について

財計第266号

平成25年3月1日

別表4. 目の細分についての公共事業費等の指定経費の一部を次のように改正する。

一般会計農林水産省所管の項中「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費（補助率差額を除く。）」の次に「、農業競争力強化基盤整備事業費」を加え、環境省所管の項中「自然公園等事業費」の次に「、廃棄物処理施設災害復旧事業費」を加え、特別会計国土交通省所管社会資本整備事業特別会計道路整備勘定の項中「東日本大震災復興北海道道路交通安全対策事業費」の次に「、離島道路交通安全対策事業費」を加える。